

## 香川県条例第20号

### 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(前面空地) 第14条 略 2・3 略 4 前面空地の上空のうち地盤面からの高さが3メートル以上の部分には、主要構造部を <u>1時間準耐火基準</u> に適合する準耐火構造とした建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を設けることができる。	(前面空地) 第14条 略 2・3 略 4 前面空地の上空のうち地盤面からの高さが3メートル以上の部分には、主要構造部を <u>令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準</u> に適合する準耐火構造とした建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を設けることができる。
(客席の部分とその他の部分との区画) 第19条 興行場等の客席の部分（舞台を含む。）とその他の部分とは、 <u>1時間準耐火基準</u> に適合する準耐火構造の床、準耐火構造の壁又は令第112条第14項に規定する防火設備で区画しなければならない。	(客席の部分とその他の部分との区画) 第19条 興行場等の客席の部分（舞台を含む。）とその他の部分とは、 <u>令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準</u> に適合する準耐火構造の床、準耐火構造の壁又は令第112条第14項に規定する防火設備で区画しなければならない。
(主階が避難階以外の階にある建築物) 第22条 略  (1) 略 (2) 興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを <u>1時間準耐火基準</u> に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は令第112条第14項第2号に規定する構造である特定防火設備で区画すること。  (3)～(6) 略	(主階が避難階以外の階にある建築物) 第22条 興行場等の用途に供する部分の主階が避難階以外の階にある建築物は、この節の前各条に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。 (1) 略 (2) 興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを <u>令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準</u> に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は令第112条第14項第2号に規定する構造である特定防火設備で区画すること。 (3)～(6) 略

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。